

報 第 4 8 号

専決処分報告について

（監査委員条例の一部を改正する条例）

本市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 6 年（2024 年）10 月 8 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 2 8 号

監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

本市監査委員条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）9月30日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市監査委員条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市監査委員条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

新潟県柏崎市監査委員条例（平成4年3月7日条例第2号）

改正後	改正前
（請求又は要求による監査） 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の9</u>第3項若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。	（請求又は要求による監査） 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8</u>第3項若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。